

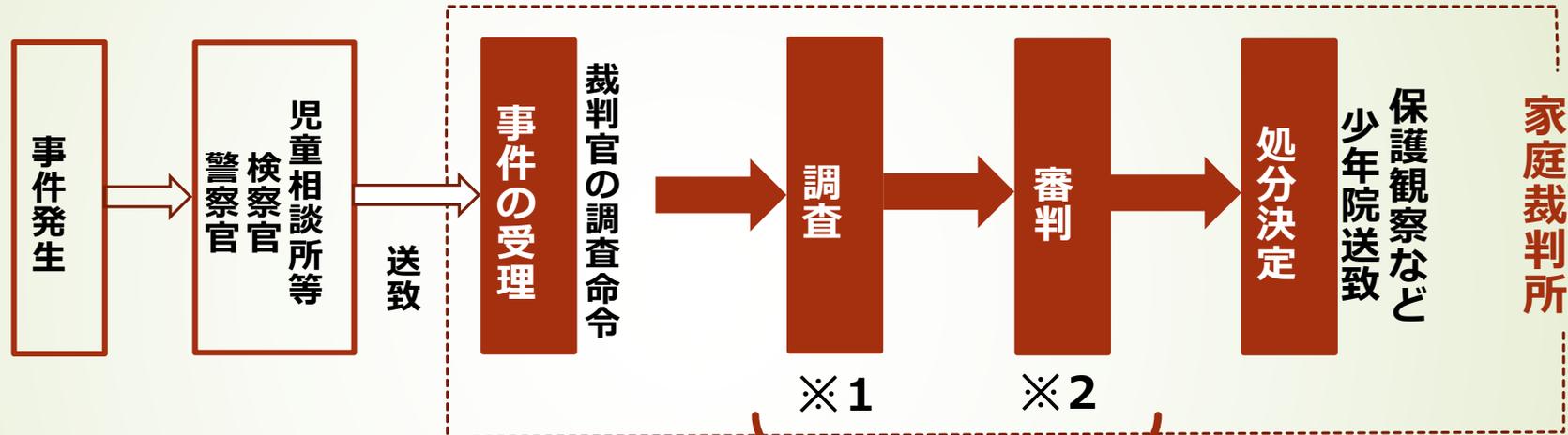
# 令和3年度和歌山地方・家庭裁判所「法の日」行事 少年審判・家庭裁判所調査官のご紹介

※チラシに紹介されております動画をご覧の際、こちらの資料をお手元においてご視聴ください。



1

## 少年審判の一般的な流れ



### ※1 調査

家庭裁判所調査官が、少年や保護者と面接するなどして、非行の原因や少年の抱える問題を明らかにします。

### ※2 審判

裁判官が、非行の事実関係を確認し、非行の内容や少年の抱える問題点に応じた適正な処分を選択するための手続きです。

Point!

### 教育的措置

調査や審判の中で、少年と保護者に対して、教育的な働き掛けをすること

- 他者に対する思いやりの心をもてるようにする
- 被害者の気持ちを実感させる
- 社会の一員として自覚させる

※和歌山家裁での具体例は3ページ目で紹介しています

# 家庭裁判所調査官について



久永 諭 主任家庭裁判所調査官

## 少年の立ち直りのために、少年や保護者と向き合います

家庭裁判所調査官は、心理学、教育学、社会学等の専門知識・技法を用いて調査をします。

非行を犯したとされる少年の生い立ち、家族関係、学校関係、友人関係等様々なことを確認し、非行の原因や非行に再び走らないためにどうすればいいのかを、少年本人や保護者と一緒に考えていきます。

家庭裁判所調査官が調査したことは、裁判官に報告します。報告では、非行の動機や経緯のほか、少年の抱える問題点や更生の可能性等を裁判官に伝え、裁判官が処遇を考える上での参考にしています。



# 和歌山家庭裁判所での教育的措置



3

## 老人ホームでの社会奉仕活動

少年が数日間に渡って老人ホームに通い、高齢者と接することで、思いやりの心、「ありがとう」と言われる喜びを学びます。

## 地域での清掃活動

和歌山城の清掃活動等に少年が参加することで、社会に貢献する喜びを体験します。

## 万引き被害を考える教室

お店の方を講師として裁判所にお招きし、少年やその保護者に商品を盗むことによってお店や周囲の方にどのような被害が及ぶのかを学ぶ教室を開き、再発防止を図っています。



2020年度の文部科学省での調査では  
「不登校・自殺者」が**過去最多**となりました。



インターネットの普及など社会経済情勢の動きを背景に私たちの生活は変化してきています。そういった環境の変化が子どもの心や生活態度に影響し、様々な問題行動の引き金になることもあります。少年非行もその現れの一つと言えます。

この機会に、裁判所作成の少年審判についてのビデオをご覧ください、少年非行について考えるきっかけにしてください。

また、家庭裁判所において少年の再非行防止に取り組む家庭裁判所調査官の役割についてもイメージを持っていただけると幸いです。

本資料について裁判所職員による**出前講義**も実施しております。  
ご希望、ご質問等ありましたら、下記お問合せ先にご連絡ください。

お問合せ先  
和歌山地方・家庭裁判所総務課庶務係  
住所 和歌山市二番丁1番地  
電話番号 073-428-9873



和歌山地方・家庭裁判所庁舎